

平成26年2月5日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 三田村 緒佐武



占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成25年9月4日付け国近整琵琶調第23号にて意見照会のありました以下の占用許可施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 施設 の 名 称 | 野洲川改修記念公園                  |
| 場 所      | 守山市笠原町地先<br>(左岸 3.8 km 付近) |
| 主 な 施 設  | ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場    |
| 申 請 者    | 守山市                        |
| 占 用 面 積  | 23,097.01m <sup>2</sup>    |

## 記

### 1. 委員会としての判断・要望

占用許可申請施設は、旧野洲川南流における締切箇所ので防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前回意見書（平成21年3月31日付け）の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

#### 【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ①前回意見書（平成21年3月31日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、駐輪場・駐車場の確保が図られ改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに基本理念に基づいた維持管理の検討を行うことを要望する。
- ②地元小学生の地域学習等の場としても利用されているが、さらに環境・防災教育の活動等にも活用するよう要望する。

### 2. 検討の経緯

|             |   |
|-------------|---|
| 平成25年 9月 4日 | 意見照会書の受理  |
| 平成25年 9月 4日 | 委員会 占用許可施設の現地調査、申請者・河川管理者による概要説明<br>河川管理者から占用許可申請説明書の説明 |
| 平成25年10月29日 | 委員会 委員による占用許可施設の審議                                      |
| 平成25年12月18日 | 委員会 委員による占用許可施設の審議                                      |
| 平成26年 1月14日 | 委員会 委員による意見書（案）の審議                                      |

### 3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書  
平成21年3月31日付け意見書

以上